「日本版スチュワードシップ・コード」及び

「国連責任投資原則」の受入表明

2014 年 8 月 29 日 HC アセットマネジメント株式会社

私たちは、「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)及び「国連責任投資原則」の趣旨に賛同し、2014年5月30日付けで受入れを表明するとともに、受入れに伴う責任を果たすための基本方針を下記のとおり公表します。

記

1. 責任を果たすための方針

私たちは、産業金融の担い手として、社会的な資金需要に応えるため、全世界から 成長の源泉となるテーマを探し出し、厳格な基準に照らしながら投資機会を発掘して おります。

専門性が著しく高いゆえ、私たちと価値観を共有する他の運用会社が運用する投資 信託や組合などのファンドを厳選し、投資目的に応じて多様な戦略を組み合わせて 投資しております。

ファンドの選定に当たっては、投資機会を見極めることに加えて、各分野の専門家たる運用会社の投資哲学や使命感、責任感に共感できるかを重視します。必要に応じて運用会社と対応策を協議したり、改善を促したり、投資継続の妥当性を判断することによって、共同で責任を果たしております。

事業投資に当たっては、企業の資金需要や財務健全性、キャッシュフローの状況に 応じてローン、社債、メザニン、株式、あるいは不動産等の資産を取得するかを見極 めます。

特に株式を中長期的に保有するファンドへの投資の際には、株式が資本構成下位であることを十分に認識した上で、世界の健全な成長と発展のために努力を惜しまない経営陣を厳選するファンドを選定します。私たちが投資するファンドの運用会社はいずれも、事業の成長力に加えて、経営陣の資金調達手法、インセンティブを引き出す報酬制度設計など企業の持続的成長力に注目しており、確信をもって銘柄選択しております。

私たちは、このような選定に基づく投資判断を通じ、「責任ある機関投資家」の諸原則 (日本版スチュワードシップ・コード)及び「国連責任投資原則」の受入れに伴う資産運用者としての責任を果たします。

2. 利益相反の管理に関する方針

ファンドの選定および定期的なモニタリングの際に、各ファンドの運用会社の株主構成、保有銘柄などを把握し、各ファンドにおける利益相反の有無を監視します。

3. 議決権行使及び行使結果の公表に関する方針

私たちは、投資先企業の持続的成長に資する議決権行使方針を有するファンドを選定しており、ファンドの選定および定期的なモニタリングの際には、私たちの基本的な考え方との整合性を確認し、議決権の行使状況について説明を求め、その状況を把握します。

なお、議決権行使結果の公表が困難なファンドもあることから、私たちが各ファンドの 議決権行使結果を集計した上で公表することまでは考えておりません。議決権行使 結果については、お客様の要請に応じ、可能な範囲で報告します。